

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十九年十二月三日

目 次

規 則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

正する規則

訓 令 甲

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する

(入 事 課)

一
二

一
二

岐阜県の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十九年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成七年岐阜県規則第四十号）の一
部を次のように改正する。

本則中「上手繁雄副知事」を「河合孝憲副知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓令甲第一十九号

訓 令 甲

府中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「総合政策及び議会調整」を「議会調整及び総合教育会議」に改め、「及び商工労働部」を「、商工労働部（観光国際局に関する事項に限る。）及び都市建築部」に改め、同条第三号中「上手繁雄副知事」を「河合孝憲副知事」に改め、同号イ中「総合政策及び議会調整」を「議会調整及び総合教育会議」に改め、「限る。」の下に「、商工労働部（観光国際局に関する事項を除く。）」を加え、「、都市建築部」を削る。

第二条第一項第二号及び第三条第一項中「上手繁雄副知事」を「河合孝憲副知事」に改める。

この訓令は、平成二十九年十二月三日から施行する。

附 則